介護保険施設等集団指導

―共通編―

新潟県福祉保健部
国保・福祉指導課　介護指導班



目次

1. 介護保険施設等の指導監督について

2. 業務管理体制の整備について

目次

1. 介護保険施設等の指導監督について

2. 業務管理体制の整備について

1　介護保険施設等の指導監督について

(1)指導･監査の目的と類型

・指導・監査の目的　**サービスの質の確保**　**保険給付の適正化**　を図ること

集団指導



▶ 講習・動画配信
▶ 資料配布等
（介護保険制度の改正内容、報酬改定、運営指導での指摘事例等）

運営指導



▶基準、条例や報酬告示を満たしているか等、介護保険施設等に訪問し、関係書類の確認や関係職員へのヒアリングにより行う

監査

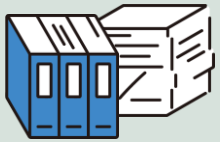

▶ 著しい基準違反及び報酬の不正請求が疑われた場合等に、当該違反等の事実確認のために行う

1　介護保険施設等の指導監督について

(2)運営指導と監査の違い

運営指導

利用者に対する**サービスの質の確保・向上**を図るため、
制度管理の適正化及び改善、
保険給付の適正化に向けての
助言等を行う

＜根拠＞
介護保険法第24条

監査

基準違反や**不正請求**、**高齢者虐待**等が認められる（疑いがある）場合に、違反や不正を早期に停止させる等、公正かつ適切な措置を採ることを念頭に、立入検査等により事実確認を行う

＜根拠＞
介護保険法第76条他

1　介護保険施設等の指導監督について

(3)運営指導のポイント

①

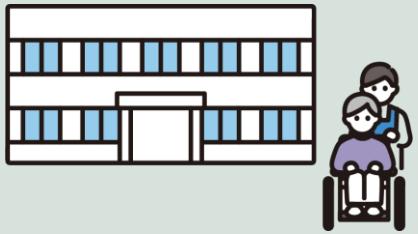

介護サービスの実施状況

- 計画～サービス提供の一連の流れは適切か？
- 利用者の尊厳が守られ、自立支援に資するサービスが適正に提供されているか？

②



基準等を満たした運営体制

- 人員基準、運営基準等の基準省令を適切に満たした運営体制となっているか？

③



適切な介護報酬の請求

- 介護報酬算定に関する告示や通知を適切に理解した上で加算等、介護報酬の請求は適切に行われているか？

1　介護保険施設等の指導監督について

(4)監査と行政上の措置・経済上の措置

監査

監査実施の結果
基準違反や**不正請求**が
認められた場合

行政上の措置

- 勧告
- 命令
- 指定の効力の停止
- 指定の取消し

経済上の措置

偽りその他不正の行為により
報酬の支払いを受けている場合
返還金＋加算金（返還金の40%）
（介護保険法第22条第３項）

目次

1. 介護保険施設等の指導監督について

2. 業務管理体制の整備について

2　業務管理体制の整備について

(1)業務管理体制の整備

- 介護サービス事業者（法人）には、業務管理体制の整備・届出が義務付けられています。

業務管理体制を整備する趣旨

①事業者による法令遵守の義務の履行確保

②指定取消事案などの不正行為の未然防止

③利用者（又は入所者）の保護

④介護事業運営の適正化



2　業務管理体制の整備について

(2)業務管理体制の内容

- 整備すべき業務管理体制の内容は、その事業者の規模（指定を受けている事業所の数）により定められています。

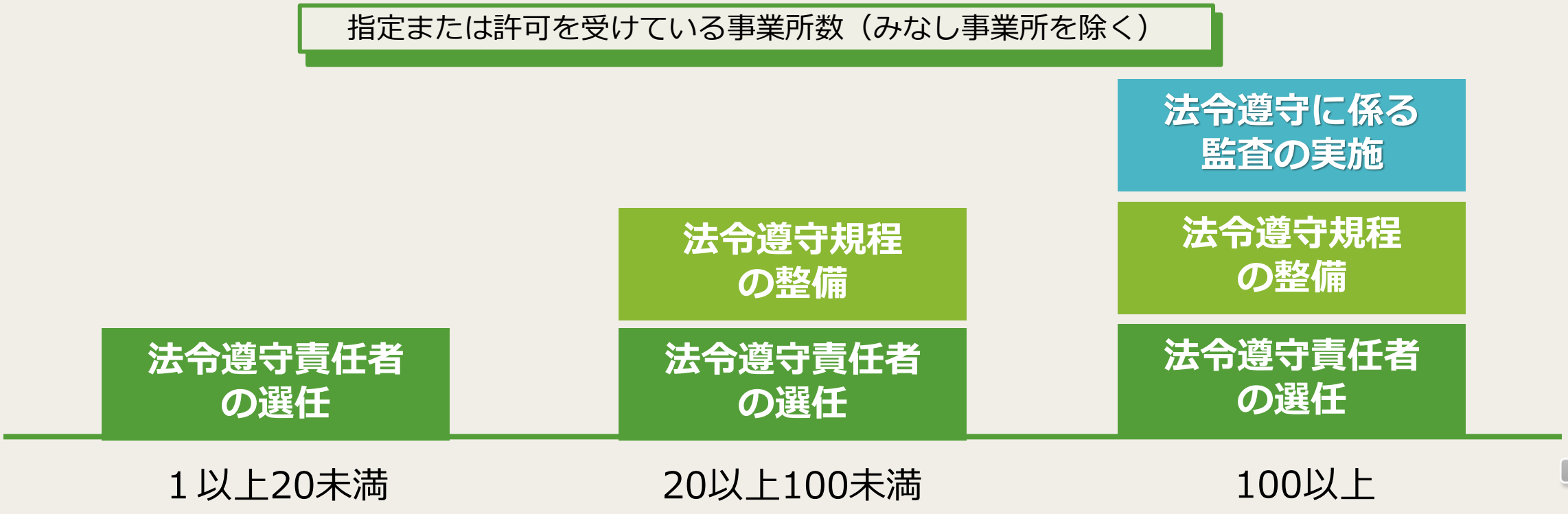

2　業務管理体制の整備について

(2)業務管理体制の内容

事業者自らの取り組み

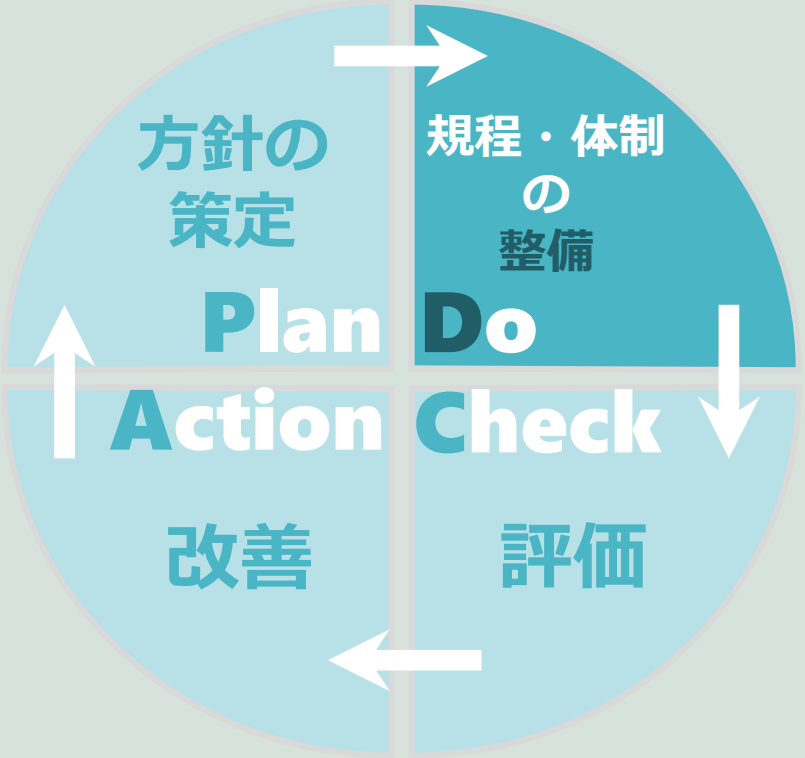

法令による義務付け

- **事業所数100以上の事業者**
  - ・法令遵守責任者の選任
  - ・法令遵守規程の整備
  - ・法令遵守に係る監査の実施
- **事業所数20以上100未満の事業者**
  - ・法令遵守責任者の選任
  - ・法令遵守規程の整備
- **事業所数20未満の事業者**
  - ・法令遵守責任者の選任

2　業務管理体制の整備について

(3)業務管理体制整備等の監督体制

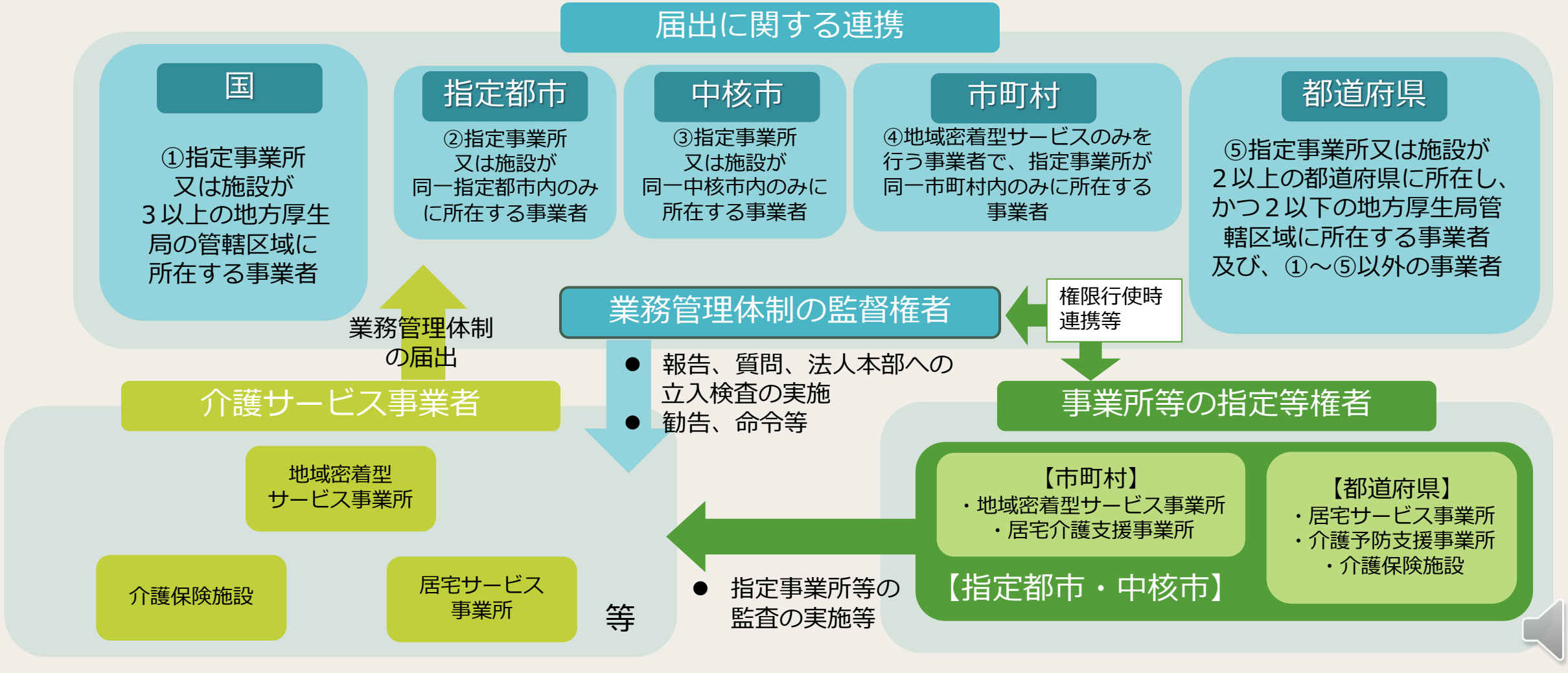

2　業務管理体制の整備について

(4)新潟県における確認検査体制

①検査形態

一般検査

基本は書面検査、必要に応じて事業者本部等への立入検査
おおむね**６年に１回**

特別検査

指定取消処分相当事案が発覚した場合に、
事業者本部等へ**立入検査**

②検査の視点

・事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制の整備状況
・指定取消処分相当事案への組織的関与の有無（特別検査のみ）

2　業務管理体制の整備について

（5）一般検査の実施体制

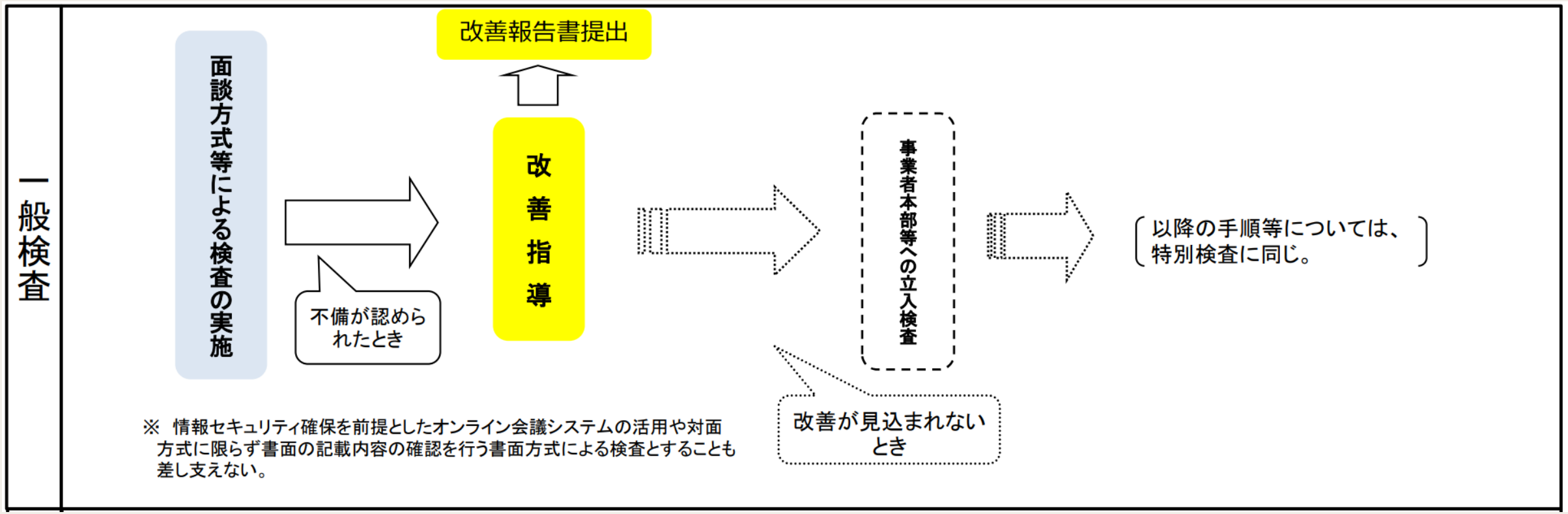

出典：厚生労働省「介護サービス事業者の業務管理体制の整備について」より

2　業務管理体制の整備について

（6）特別検査の実施体制

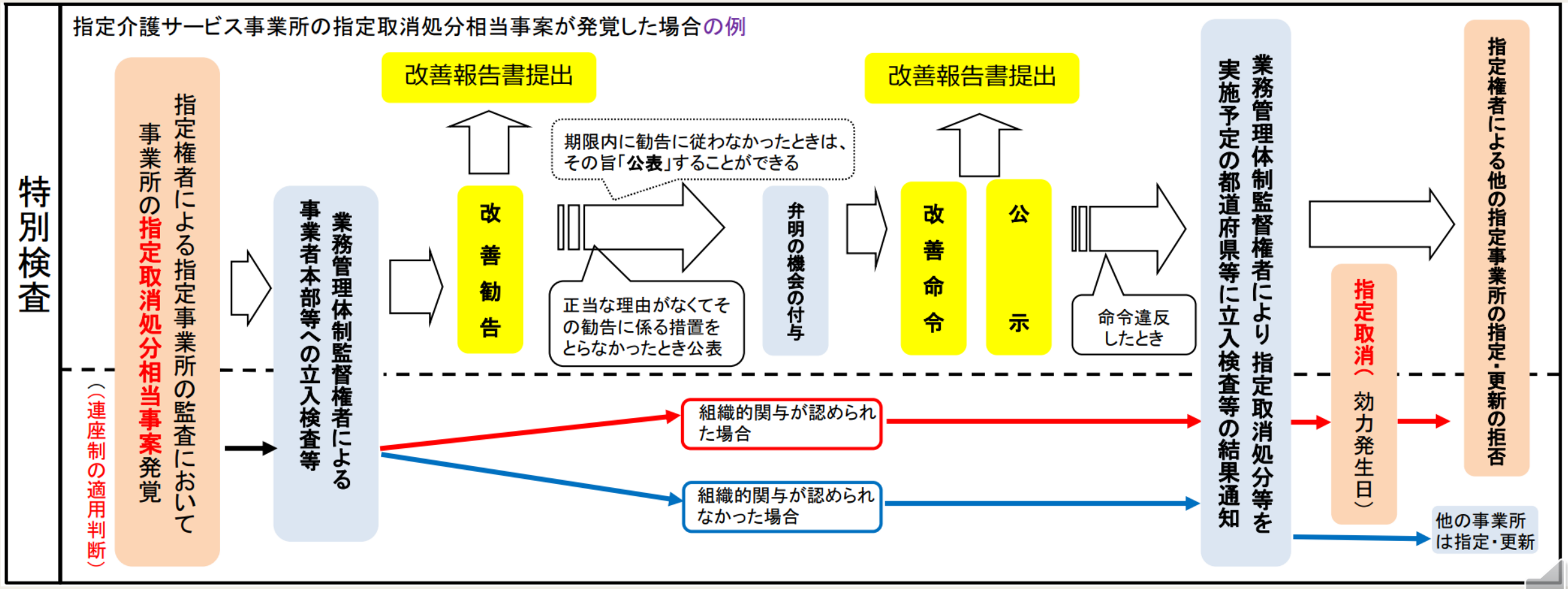

出典：厚生労働省「介護サービス事業者の業務管理体制の整備について」より

2　業務管理体制の整備について

(7)指定取り消しと連座制

不正行為などによる指定取り消し処分

役員等の組織的な関与が認められる場合　→　**連座制**が適用される

「役員等」には、その名称を問わず、法人業務に役員と同等以上に支配を有する者、または**その事業所の管理者**も含まれます。

連座制

同一法人が運営する同一サービス類型の他の事業所も、**５年間**は新規指定・指定更新が受けられない。

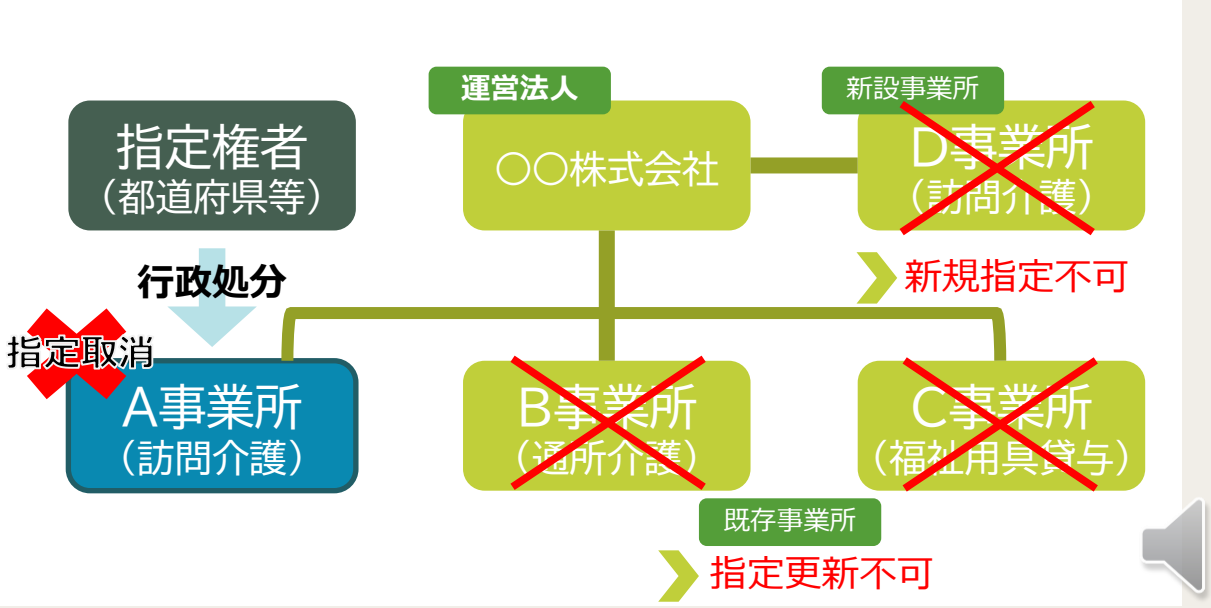

2　業務管理体制の整備について

(7)指定取り消しと連座制

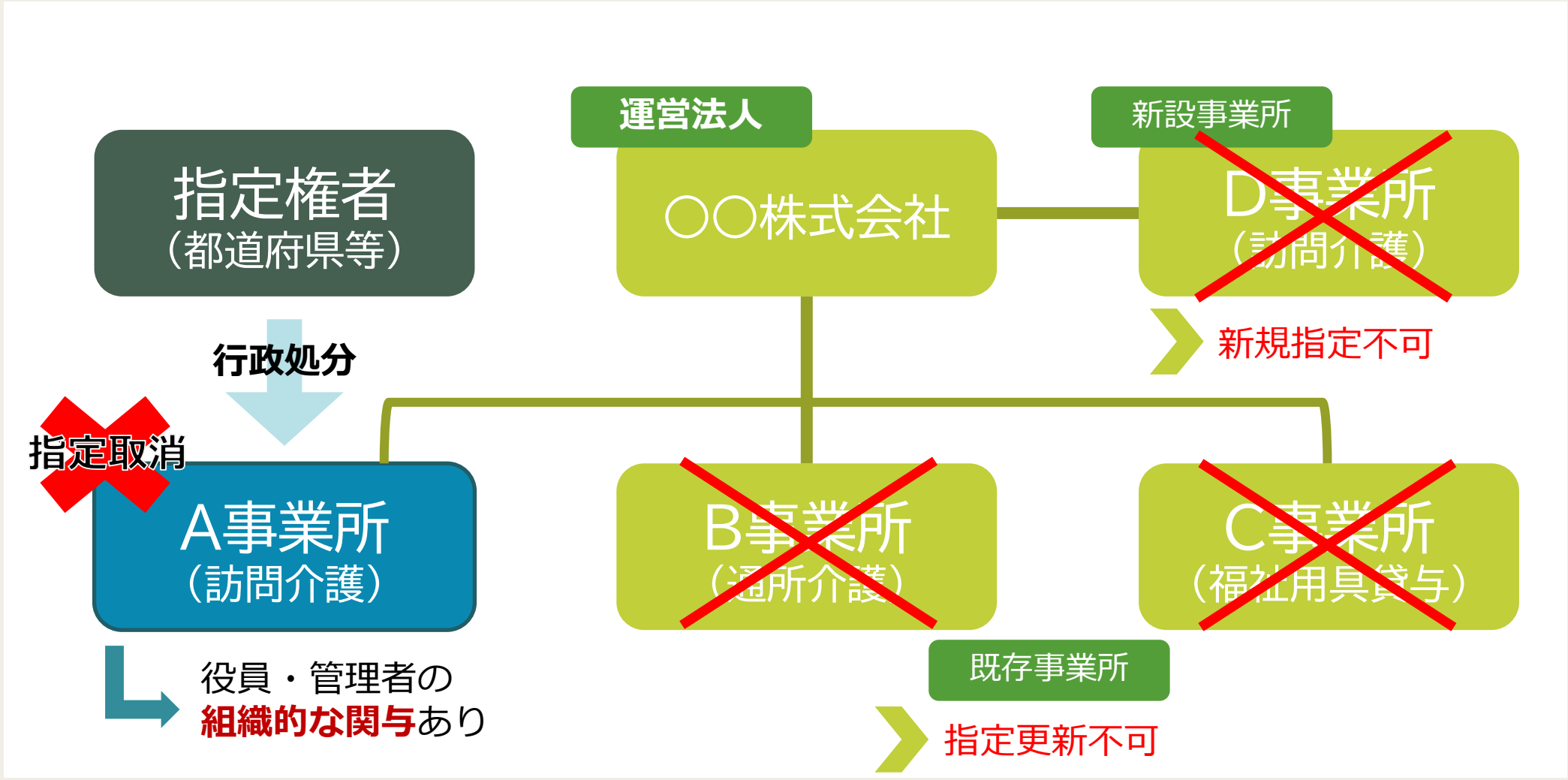

2　業務管理体制の整備について

(7)指定取り消しと連座制

連座制における同一サービス類型　…連座制は、下記サービス類型（13種類）の中で適用されます。

○居宅介護サービス	・訪問介護　・訪問入浴介護　・訪問看護　・訪問リハビリテーション ・通所介護　・通所リハビリテーション　・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護　・居宅療養管理指導　・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売
	・特定施設入居者生活介護
○地域密着型サービス	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護　・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護　・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護　・看護小規模多機能型居宅介護
	・認知症対応型共同生活介護　・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設生活介護
○介護予防サービス	・介護予防訪問入浴介護　・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防通所リハビリテーション　・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護　・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防福祉用具貸与　・特定介護予防福祉用具販売
	・介護予防特定施設入居者生活介護
○地域密着型介護予防サービス	・介護予防認知症対応型通所介護　・介護予防小規模多機能型居宅介護
	・介護予防認知症対応型共同生活介護

○介護老人福祉施設
○介護老人保健施設
○介護医療院
○居宅介護支援
○介護予防支援

2　業務管理体制の整備について

(8)終わりに

- 業務管理体制の整備は、事業者（法人）本部が中心となって取り組むものが多い。

- 事業所の管理者が不正行為に関与した場合、連座制により、事業者（法人）全体の介護サービス事業に大きな影響を及ぼす可能性もあります。

Point

各事業所においても、日々の業務の中で、法令順守を意識して取り組むことが重要です。

集団指導（共通編）は以上で終了です。
ご視聴いただきありがとうございました。

